

商品名	・定期貯金(愛称:やすらぎ定期貯金)
販売対象	・個人(やすらぎ会員のみ)
期間	• 1年
預入方法	
(1) 預入方法	・一括預入
	・ATMでのお預け入れは対象外となります。
(2)預入金額	・30万円以上200万円まで(通算)
(3)預入単位	· 1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利	・年0.25% (税引後0.199%) を約定利率として適用します。
(2)満期後の取り扱い	・原則として年0.25% (税引後0.199%) を当該満期日まで適用します。
(3) 計算方法	<ul><li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li></ul>
(4) 税金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の分離課税となります。※2037年 12月 31日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	・店頭表示金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される 貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
商品名	・定期積金(愛称:やすらぎ貯金)
ご利用いただける方	・個人(やすらぎ会員のみ)
期間	・定額式 60か月
払込方法	
(1) 払込方法	・払込サイクルは毎月で口座振替とします。預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
(2) 払込金額	なお、2021年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、
	次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。
	・1回あたり 5,000 円または 10,000 円(お一人様、満期金額120万円まで)
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
福刊 補填金 (1) 適用利回り	- 年 0 210/ (裕司後 0 2470/) ため空利同 N b l ナナ
( ) ( ) ( ) ( )	・年 0.31% (税引後 0.247%) を約定利回りとします。
(2) 支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。
(4)税金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の分離課税となります。※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
手数料	
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5%を上
	乗せした利率)
	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額と
	ともに払い戻します。
	(1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合
	解約日における普通貯金利率
	(2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合
	契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合の各支所ま
紛争解決措置の内容	たは金融共済部貯金課(電話:0897-37-1003)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処
	する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:
	03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合
	の各支所、金融共済部貯金課またはJAバンク相談所にお申し出ください。
	愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。
	または契約時の約定利回り(年 365 日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。
	・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
	・金融情勢等により途中で変更または終了することがあります。
	・この定期積金は他のキャンペーンとしてのお取り扱いはできません。